

## 公益財団法人徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金（共催事業）

### 【令和7年度事業】ご案内

公益財団法人徳島県文化振興財団は、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供等を行うとともに、県民の幅広い文化活動を支援するため、各種の文化事業を助成します。徳島県内の市町村又は市町村の公立文化施設等と各種の文化事業を共催し、共催の対象となる団体に予算の範囲内で文化事業振興補助金を交付することにより、県民の幅広い文化活動を支援します。

#### 補助金の対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

#### 応募要件

補助金の対象団体	補助金の対象となる事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・徳島県内の市町村又は市町村の公立文化施設</li><li>・地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、徳島県内の公の施設の管理を行う指定管理者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・美術展、音楽・演劇等の公演</li><li>・文化振興を目的とした講演会、シンポジウム等の開催</li><li>・各種文化関係者又は文化団体等の育成事業</li></ul>

※1団体につき、申請できる事業は1事業です（複数の事業は申請できません）。

#### 補助金の額

・補助金の額は、当該事業の補助対象経費の総額から当該事業実施に伴う入場料収入を控除した額の2分の1（補助率）以内とし、上限は100万円です。

※入場料収入を除いた自己収入額（他の助成金、協賛金、出品料など参加料に類するもの等）が補助対象経費の2分の1を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した額を限度とします。

・補助金は原則として当該事業が終了し、規定の報告書を提出していただいた後に交付します。  
・補助金の額や対象経費、対象外経費については共催事業助成要綱の6・7ページをご確認ください。

※注意※ 最終的に支出額が申請時よりも減ったとき、交付決定の内容に違反したとき、内容に虚偽があることが判明したとき、活動の実施・完了が困難であると判断されたときなどは補助金を減額、取り消し、又は返還していただく場合があります。

（※裏面に続く）

↓↓↓ 申し込み手続きについて ↓↓↓

申し込み 受付期間	令和6年11月11日（月）～令和6年12月15日（日）必着 ※持参の場合、最終日は17時00分までの受付となります。
申し込み 方法	規定の申し込み書類を用い、（公財）徳島県文化振興財団まで郵送または持参してください。 メール、ファクシミリ等での申し込みはできません。
申し込みに 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共催事業申請書（様式第1号）</li> <li>●事業計画書（様式第2号）</li> <li>●収支予算見込書（様式第3号）</li> <li>●団体概要書（様式第4号）※様式第4号は指定管理者のみ</li> <li>●その他参考となる資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号～4号は公益財団法人徳島県文化振興財団が管理運営しているあわぎんホールのホームページからダウンロードしていただけます。</li> <li>・申し込み書類は返却いたしませんので、必要な場合はコピーをとっておいてください。</li> <li>・詳しくは「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 共催事業助成要綱」をご確認ください。</li> </ul> </li> </ul>
交付内定 までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考委員の評価を経て、共催する活動を2件程度および補助する金額を内定します。</li> <li>・結果は令和7年3月頃に郵送で通知する予定です。</li> </ul>

↓↓↓ 内定後の手続きについて ↓↓↓

から事業実施まで 申請の手続き（交付決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内定者が内定を受諾した場合は、規定の共催事業実施申請書類を提出してください。 申請書類の内容を審査し、共催する活動および補助する金額を決定します。</li> <li>・補助金の交付を受ける団体は、その旨をポスター、チラシ等の印刷物に明記してください。 (例) 助成：(公財)徳島県文化振興財団 文化振興基金</li> <li>・決定後にやむを得ず事業内容（開催日、会場、演目等）を変更・中止する場合は、規定の事業変更承認申請書もしくは事業中止承認申請書を提出してください。ただし、軽微な内容変更はその必要はありません。</li> </ul>
金交付まで 事業実施終了から補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の完了した日から30日以内（当該年度の3月中旬に事業が完了した場合は翌年度の4月10日まで）に規定の実績報告書類を提出してください。</li> <li>・共催事業実績報告書に基づき、補助金額を確定します。補助金交付確定書を受取後10日以内に規定の請求書をご送付ください。請求書を受け取った後、指定口座にお振込みいたします。</li> <li>・事業にかかった関係書類や経費の領収書等はすべて当該事業の終了の翌年度から起算して5年間保管してください。</li> </ul>

※内定後の手続きについては、内定者に内定通知をする際に「事業実施の留意事項」も同封します。

手続きの詳細は「公益財団法人徳島県文化振興財団文化事業振興補助金 共催事業助成要綱」をご確認ください。

【お問い合わせ・書類送付先】

〒770-0835 徳島市藍場町2丁目14 (公財)徳島県文化振興財団 文化事業振興補助金 係

TEL: 088-622-8121 FAX: 088-622-8123 E-mail: [jigyo@kyoubun.or.jp](mailto:jigyo@kyoubun.or.jp) HP: <https://www.kyoubun.or.jp/>  
(TELによる受付: 8:30～17:30)